

陳情第1号

陳 情 書

2022年1月4日

立川市議会議長 殿

東京都西多摩郡瑞穂町大字武藏183番地3

立憲共和党代表 角田 統領

立川市議会会議規則に「議長が紹介議員を任命する」を加える改正をもとめる件

第1 陳情の趣旨

立川市議会会議規則「議長が紹介議員を任命する」を加える改正をもとめる。

【議長は、請願者が希望する議員があればこれを尊重して、議員の中から
議長が適宜、紹介議員を任命する。】

第2 陳情の原因

立川市議会会議規則には「紹介する議員」と「紹介議員」との規定はあるが、
紹介議員の法的地位の成立手続きについての規定がない。

第3 陳情の理由

- 1 立川市議会会議規則において、紹介議員が議員とは別の法人格であるとの規定
がない。
- 2 現行の解釈運用において紹介議員の行為は、私人である請願者と私人としての
議員が公務ではない私的行為として、請願の紹介議員になる旨の私人間の委任代
理契約として行われている。
- 3 この場合、請願書に署名又は記名押印した議員が委員会から「説明を求め」ら
れて議会に登庁した場合に傷害を受けたときは、公務災害の適用はない。
- 4 議長職権の公権力行使としての任命によらなければ、公務員非常勤特別職とし
ての紹介議員の法的地位は成立しない。
- 5 委員長が、同規則にもとづいて請願書に署名又は記名押印した「紹介議員」を
召喚しても、議長から任命されていなければ「紹介議員」は存在しないから、こ
れに応召した「紹介議員」は無権代理人であり官名詐称である。

委員長は「議長が紹介議員を任命していない」ことを知るべき地位にあるから、
紹介議員の資格のない者を召喚すること自体、錯誤であり違法、無効である。

